



開会 午前9時56分

○副委員長（三上周治君） ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は6名であります。欠席1名。欠席者のうち小川委員から欠席の届出がありました。

本日は委員長が欠席のため、副委員長の私が委員長の職務を行いますので、議事運営に格段の御協力をお願いいたします。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度総社市一般会計補正予算（第12号））のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（横田優子君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

この専決処分は、令和4年度総社市一般会計補正予算（第12号）であり、歳入では市税、地方消費税交付金、地方交付税、寄附金、市債等の確定及び確定見込みに伴い、また歳出では基金積立金及び国庫負担金等の額確定により早急に補正予算を定める必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、令和5年3月31日に専決処分をしたものでございます。

それでは、本委員会の所管に属する部分につきまして歳入から御説明いたしますので、予算書の12、13ページをお開きください。

第22款市債、第1項市債のうち本委員会の所管に属するものは、第6目農林業債及び第8目土木債で、ため池や排水機の整備、道路改良や橋梁修繕、河川改修などの起債対象事業費の確定により減額するもので、説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正（変更）の第8款土木費、第4項都市計画費、都市計画道路改良事業につきまして、繰越額に84万2,000円の不足を生じることから増額し、1億200万円を繰り越したものでございます。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたします。

第3表地方債補正（変更）のうち本委員会の所管に属するものは、上から三つ目の農業水利施設等整備事業、ここから四つ下の公園施設整備事業までの5事業で、歳入の市債のほうで説明いたしましたとおり、事業費の確定により市債をそれぞれ減額したことに伴いまして、その限度額を変更したものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(三上周治君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(三上周治君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(三上周治君) 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は承認すべきであると決定されました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算(第3号))の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長(赤木郁哉君) 失礼します。承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

承認第2号につきましては、令和4年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算(第3号)に係る専決処分の承認を求めるものでございます。

この補正予算は、国民宿舎サンロード吉備路のエレベーター修繕事業につきまして、半導体の納入に不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難と見込まれたため、早急に補正予算を定める必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき令和5年3月31日に専決処分したもので、議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

内容につきまして、予算書により御説明申し上げますので、1枚お開き願います。

第1条、繰越明許費につきましては、2ページをお開きいただき、第1表繰越明許費に記載する額を翌年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。

○副委員長(三上周治君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小西委員。

○委員(小西利一君) 今現在は、どのようになっていますか。

○副委員長(三上周治君) 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長(赤木郁哉君) こちらのエレベーターのほうは令和4年8月30日に発注

いたしまして、部品納入がまだ未定のため、現在はセンサー不良による誤動作が発生しているため、装置の機能を無効にしている状態でございます。

○副委員長（三上周治君） 小西委員。

○委員（小西利一君） いつまでとか予定も決まってない。

○副委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 半導体の納入に伴い修繕が行われる予定ですが、今のところ9月30日ぐらいの完了を目途にしております。

○副委員長（三上周治君） 小西委員、大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、議案第42号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） それでは、議案第42号 令和5年度総社市一般会計補正予算（第3号）につきまして、本委員会の所管に属する部分について御説明いたしますので、予算書の12、13ページをお開きください。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費1,200万円は、国民宿舎サンロード吉備路の修繕に伴い、繰出金を増額するものでございます。

次に、第3目観光費1万8,000円の増額は、国民宿舎サンロード吉備路の指定管理者選定委員に係る経費でございます。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、調書に記載してある款項目を言っていただき、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願い申し上げます。

それでは、質疑はありませんか。

小西委員。

○委員（小西利一君） 予算の商工費の中の観光施設管理経費、調書で言うたら11ページ、報償費のことです。報償費を増額するものと書いてあるんですけど、5,900円を増額したということですか、今までの分。じゃあなくて、増額って何ぼ増額したんですか。

○副委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 増額という表現が適切かどうかあれなんですけど、国民宿舎の選定委員の報償費、そちらのほうを新たにここで要求するものでございます。

○副委員長（三上周治君） 小西委員。

○委員（小西利一君） 今まではなかった分を、今回新たに3人の方に5,900円をお支払いするという。今まで選定委員とかには何もなかった。

○副委員長（三上周治君） 私より申し上げます。

観光プロジェクト課長、小西委員が聞かれてるのは、単価が上がったのか、人数が増えたのかの問いだったと思いますので、それで御答弁ください。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 単価は変わりはありません。人数については、前回の選定委員の人数を参考に、3人という数字で計上させていただいております。

○副委員長（三上周治君） 小西委員。

○委員（小西利一君） もともとなかったんじゃないかと、おった人に対してプラスじゃなくて、今回新たに。もう一回お願いします。

○副委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） すみません、説明が、申し訳ないです。もともと予算をつけてなかったところで、今回新たにつけるという形で、増額とかというんじゃないかとということなんです。

（「増額というて書いてある」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 小西委員。

○委員（小西利一君） ほんなら、今までも人数は3人で選定委員をしてもらってたんだけど、無報酬でやってもらってたってことですか。今回新たに5,900円の3人、1万8,000円を計上する。

○副委員長（三上周治君） すみません、観光プロジェクト課長、構成のメンバーを言われたほうがこちらは分かりやすいと思う。要するに単価、お金がかかる人とかからない人がおるわけですから、その構成を答えてあげたほうが分かりやすいと思います。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 本年度末で5年間の指定管理が終了する予定でございます。次年度から5年間の指定管理者を選定するための選定委員の報酬でございます。構成メンバーは総社市国民宿舎条例の施行規則にも書いておるんですが、副市長が委員長、政策監が副委員長、産業部長が委員、その他民間の方で、選定委員会の施行規則第9項第4項第2号なんですが、商工業及び観光について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱するもの。第3号のほうに、国民宿舎の利用者のうちから市長が委嘱する者、この2号につきまして3名を選定するために、その方にお支払いする報酬を、このたび予算として計上するものでございます。

○副委員長（三上周治君） 小西委員。

○委員（小西利一君） 5年ごとの選定ということですが、5年前にも選定委員があつて、同じように民間の人が3人おつて、そのときに報酬を同じようにあげたということですか。

○副委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） そのとおりでございます。

（「分かりました。上げてなかったということ」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第43号 令和5年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第1号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 議案第43号 令和5年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,200万円とするものでございます。

主な内容につきまして、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第1款事業費、第2項営業費、第1目経営費1,200万円の増額は、令和4年度実施の施設劣化状況調査に基づき、緊急を要する修繕を行うための予算を計上するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

予算書の8ページ、9ページにお戻り願います。

第3款繰入金の1,200万円につきましては、国民宿舎サンロード吉備路の修繕に伴い、繰入金を増額するものでございます。

続きまして、第2条の債務負担行為でございます。

予算書の4ページ、5ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為でございますが、国民宿舎管理運営委託につきましては令和6年3月で現在の国民宿舎サンロード吉備路の指定管理委託期間が終了し、同年4月から新たな指定管理者との委託が始まることに伴い、管理運営委託契約手続を本年度から開始する必要があるため計上するもので、期間を令和6年度から令和10年度までとし、限度額を30億円と定めるものでございます。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、同意第9号から同意第23号まで、農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについての一括審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（小川正義君） それでは、同意第9号から同意第23号までの15議案について御説明を

申し上げます。

この議案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、総社市長が任命する総社市農業委員会の委員について市議会の皆様の同意を求めるものでございます。

現在の農業委員会委員15人の任期につきましては、令和5年7月19日で満了することから、新たな委員の任命に当たり、本市では令和5年2月10日から3月10日までの約1箇月間、委員の募集をいたしました。その結果、定員15人に対しまして17人の推薦応募がございました。これを受け、令和5年3月17日に総社市農業委員会の委員候補者選考委員会を開催し、候補者15人を選考し、今議会に議案として上程させていただいているところでございます。

15人の候補者の住所、氏名につきましては、議案に記載のとおりでございます。

なお、現農業委員、農地利用最適化推進委員からの継続ではなく、今回新たに新規に委員に選定された方につきましては、同意第10号の奥山弘志氏、同意第14号の在間洋則氏、そして同意第17号中村安行氏の3名でございます。

15名いずれの方も農業に関する識見を有しておられる方で、農業委員に適任と考えるので御同意をいただきますようお願いをいたします。

説明につきましては以上でございます。

○副委員長（三上周治君） これより、同意第9号から同意第23号までの15件について一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小西委員。

○委員（小西利一君） すみません、基本的なことを聞きますけど、農業委員会の委員になる条件を教えてください。

○副委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 条件としましては、農業委員が今2種類ございます。15人のうち14名がいわゆる農業を実際にされている方から選定をいたします。そして、残りの1名の方は中立委員という形で、農業に関係のない方を1名選定するようにいたしております。基本的には、募集の方法としましては、自らの応募と各団体や個人からの推薦を受けた方に対して応募を受け付けるという形でやらせていただいております。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） あと、資格としましては、すみません、いわゆる破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と、禁錮以上の刑に処され、その処分を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者という条件をつけさせていただいております。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） 小西委員。



○委員（小西利一君） 14名の農業従事者は、これは稲作だろうが桃農家であろうが野菜だけであろうが、あと規模も一切関係ないんですかね。何反以上とか、目の前にある僅かな物を作りようだけとか、自分のところだけで食べるものを作りようとか、そういうのは関係なくて、農業従事者ですという自己申告でいいのか、その辺はどうですか。

○副委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 面積要件等はありません。ただ、選考の基準といたしましては、当然地域の方々からの信頼があるであるとか、適格性があるであるとか、そういう取組を実際にされている方に対しての評定をしていきますので、それで採点が高い低いが出てきますので。

（「採点」と呼ぶ者あり）

○農林課長（小川正義君）（続） 実際は点数をつけて採点をさせていただいております。

○副委員長（三上周治君） そりゃあ選考じゃけえ。

（「選考のとき」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 選考のときじゃけえ農林課長。

○農林課長（小川正義君） すみません、後で回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○副委員長（三上周治君） 小西委員。

○委員（小西利一君） 今までは、多分、農業委員会のメンバーの委員に選出された方はトラブルとかもなかったように思うんですけど、地元からあの人がええんじゃないとか、前に農業委員をやっておられる方がこの人を推薦するみたいな形で選ばれてたと思うんで、その辺はいいと思うんですけど、きちとした条件とかそういうのがあるんだったら教えてほしいなど。そうじゃなくて、曖昧で、ただただあの人がええんじゃないかとか、自分から手を挙げてやりたいとかということを決めてるんだったら、ちゃんとしたものがあつたほうがいいんじゃないかと思って質問したので、その辺が聞きたい。個人的にどうということはない。別に知らないし、1人ずつ、知つとる人も同級生もおるけど。

○副委員長（三上周治君） この際、しばらく休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○副委員長（三上周治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長。

○農林課長（小川正義君） すみません、選考の資格といたしますか、でございますが、一応募集をかけるときに資格の条件というのは提示させていただいております。その内容としましては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者という表現で募集をかけさせていただいております。先ほど申し上げました、ただし2条件に該当する場合は応募ができませんという内容でございますが、基本的にここの段階では栽培面積であるとか耕作面積というものは関係なく、ただ

その後の選考委員会の中で実際に農業に関する識見があるかであるとか、耕作面積の状況なども当然情報としてはありますので、そういう形で総合的な判断をさせていただいて選考させていただいているということでございます。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） 小西委員。

○委員（小西利一君） 選考委員会は、どんなメンバー。

○副委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 選考委員会のメンバーとしましては、晴れの国岡山農業協同組合が推薦する者、今回3月17日にしました選考委員では吉備路アグリセンター長でございます。それから、次に総社市土地改良区が推薦する者、こちらは改良区の副理事長に今回委員のメンバーとして入っていただきました。それから、副市長、産業部長、そして農林課長と、兼務でございますが、私、農業委員会事務局長の、人数としましては5人が今回の選考のメンバーでございます。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） 小西委員。

○委員（小西利一君） おまけですけど、この選考委員には、また報酬が出とんですかね。

○副委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 報酬としましては、晴れの国岡山農業協同組合のほうが推薦する方と、総社市土地改良区が推薦する方、この2名につきましては委嘱という形でございますので、報酬をお支払いをしております。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤保博君） 小西委員の関連で。15人中14人は農業従事者というてお聞きしたんですが、もう一人の方が関係のない方と。その方の主なお役目、その方がいたからどうにかなったとか、うまくいったとかというような、何か今までの経緯がありますか。

○副委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 今回、その中立委員の方、選考させていただいた方で、この方は法務局とかにお勤めでございます、もともと。結局、農業委員会というのは許可を出すところでございますので、結構そういう形で法令とかに詳しい方が委員にいていただけると、いろんな決め事をする中でいろんな貴重な意見をいただけるということで、実際に今回の方は先ほど申し上げた岡山地方法務局であるとか民事法務協会、あと民事調停員などもされております。さらに、地区の町内会長であるとか自治会の副会長であるとか、そういった形で地域にも一応信頼があるといえますか、つながりがあるという方でございますので、選定をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） 加藤委員。

○委員（加藤保博君） ありがとうございます。大変よく分かりました。

その方も自ら手挙げて申込みに来られた人ですか。

○副委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） この方は、自らの応募でございます。

現農業委員会の中立委員としてもされております。継続という形であります。

以上でございます。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） すみません、同じく農業委員のことなんですけど、今回も農業委員の御推薦のお願いに上らせていただきましたけれど、やはりだんだん減ってきていて、御自身も高齢になってきて大変しんどいという御意見があって、いつまでしなきゃいけないかなというようなことも言われていたんですが、その方しかおられなかったのその方をお願いに行ったんですけど、例えば一般質問でも言いましたけれど、測ったりとか、農業の面積とか、変更事項を歩いてつくらなきゃいけないということをもっと簡単にできないかというようなこともあったので、その辺、ドローンを使ってとかというのを一般質問させていただいたんですけど、今後、農業委員の負担を少しでも軽減できるような方法をお考えになっているのかどうなのかということをお聞きしたいのと、最高年齢の方が84歳の方がいらっしゃるんですけど、これは農業委員の年齢できちっと線引きするわけにはいかないと思うんですけど、やっぱり84歳って大変なんじゃないかなと思うんですけど、その上限というか、それは全くないんでしょうか。

○副委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 農業委員の成り手の問題なんですけれども、これにつきましては本当になかなか難しい問題ではあるんですけども、そういった業務を委員に結構やっていただくようにはなるんですが、現場の調査とかもございまして。その中で、ちょっと考えていかなきゃいけないなというふうに思っているのが、やはりタブレット的なものを委員にお配りして、ちょっとでも現場に行かなくても済むような、そういう手間を省けるような施策というのいろいろ考えなきゃいけないなと思っております。ほかの自治体とかでも導入しているところがあるようですので、そういったところに勉強させていただきながら、今後そういう方面でちょっとでも手間がかからないような方策は考えていきたいと思っております。

あと、先ほどの高齢の84歳の方、確かに非常に難しい問題なんですけど、実際にこの方は結構お元気で、今回4期目でございます。いろいろと農業委員会総会の中でも忌憚のない意見をいただける方でございますので、そういった意味では高齢ではございますが頼りにはしているという方でございますので、年齢についてはなかなかつらい問題がありますけれども、若返りができるような方策も

考えればとは思っていますが、今の段階ではそういう状況でございます。

以上でございます。

○副委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、これら15件に対する質疑を終結いたします。

これより、同意第9号から同意第23号までの15件について一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） これをもって、これら15件に対する討論を終結いたします。

これより、同意第9号から同意第23号までの15件について一括採決いたします。

これら15件は同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、これら15件は同意すべきであると決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（三上周治君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時34分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

産業建設委員会副委員長 三上 周治